

議案第96号

北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の規定により、西脇市及び多可町の間における定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月27日

西脇市長 片山象三

北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、平成22年10月6日に締結した北はりま定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第3号中「圏域マネジメント能力の強化」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」に改める。

別表第1第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 医療体制の確保

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 質の高い、安定した医療を提供するため、圏域の医療拠点である西脇市立西脇病院（以下「西脇病院」という。）における高度医療機能の強化を図るとともに、圏域医療を支える医療体制の整備、充実に取り組む。 |
| 甲の役割 | 1 西脇病院の医療機能の充実、強化に取り組む。 2 関係機関と連携して、西脇病院における医師の招へい、職場環境の整備等による医療従事者の確保、養成に取り組む。 3 圏域の救急医療体制を担う医療機関の支援を行う。 4 乙及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。 |
| 乙の役割 | 1 多可町立診療所の機能維持に取り組むとともに、多可赤十字病院の機能強化及び乙の区域内における一次医療機関の開設への協力、支援を行う。 2 圏域の救急医療体制を担う医療機関の支援を行う。 3 甲及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。 |

(2) 医療連携の強化

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 増大、多様化する医療ニーズに対応するとともに、圏域内で切れ目のない医療を効果的に提供するため、圏域内にある医療施設における機能の分担、連携の強化を図る。 |
| 甲の役割 | 1 乙と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携の促進、強化に取り組む。 2 地域連携クリニカルパスを中心として、西脇病院と多可赤十字病院の機能の分担、連携診療を推進するとともに、医師の相互派遣を行う。 3 へき地医療拠点病院として西脇病院から乙の運営する多可 |

| | |
|------|--|
| | 町立診療所に代診医の派遣等必要な診療支援を行う。 |
| 乙の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 甲と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携の促進、強化に取り組む。 2 甲が行う多可町立診療所への診療支援、多可赤十字病院との連携診療等の推進に関する取組に協力するとともに、医師の相互派遣を行う。 |

別表第1第1項第3号中「持続性を持った」を「持続可能な」に改める。

別表第1第2項第2号を次のように改める。

(2) 地域福祉体制の強化

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域内の高齢者、子ども及び障害のある人等が住み慣れた地域において、いきいきと暮らせる社会を実現するため、地域での見守り等、互いに支える地域福祉体制を強化する。 |
| 甲の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 乙と協力して、行政、関係機関、関連団体等による見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」という。）を構築し、高齢者等の見守り事業を推進する。 2 甲が実施する子育て支援施策等の情報を乙に提供するとともに、施策等の相互利用や共同実施、子育て支援団体等のネットワーク化に向けて、総合的に調整を行う。 |
| 乙の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 甲と協力して、見守りネットワークを構築し、高齢者等の見守り事業を推進する。 2 乙が実施する子育て支援施策等の情報を甲に提供するとともに、施策等の相互利用や共同実施、子育て支援団体等のネットワーク化に向けた取組に協力する。 |

別表第1第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 学校教育環境の充実

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 新たな教育課題や少子化などの教育を取り巻く環境の変化に対応するため、学校教育等に係る広域的な連携体制を構築し、学校教育環境の充実を図る。 |
| 甲の役割 | 1 教職員の人材育成や業務改善等の調査研究を行うとともに、教職員研修を共同で実施する。 |
| 乙の役割 | 1 甲が行う教職員の人材育成や業務改善等の調査研究及び教職員研修の共同実施に協力する。 |

(2) 生涯学習活動の振興

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域における生涯学習の振興及び推進を図るため、文化・スポーツ活動の交流を促進するとともに、多様な生涯学習機会を提供する。 |
| 甲の役割 | 1 文化・スポーツ関連イベントの共同実施等乙との事業連携 |

| | |
|------|---|
| | <p>に向けて、総合的な調整を行う。</p> <p>2 甲の文化・スポーツイベント等の情報を乙に提供するとともに、甲の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。</p> <p>3 圏域住民を対象とした生涯学習講座を実施するとともに、甲の住民に対し、乙が実施する圏域住民を対象とした生涯学習講座の情報を周知する。</p> |
| 乙の役割 | <p>1 文化・スポーツ関連イベントの共同実施等甲との事業連携に向けた取組に協力する。</p> <p>2 乙の文化・スポーツイベント等の情報を甲に提供するとともに、乙の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。</p> <p>3 圏域住民を対象とした生涯学習講座を実施するとともに、乙の住民に対し、甲が実施する圏域住民を対象とした生涯学習講座の情報を周知する。</p> |

別表第1第4項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 農業の振興

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | <p>地域産業の柱として農業の振興を図り、持続可能な農業を確立するため、地元農産物等を活用した地域ブランドの普及を推進するとともに、消費拡大に向けた販売戦略を展開する。</p> |
| 甲の役割 | <p>1 関係団体等と連携して、日本のへそゴマなど圏域の特産品の普及を推進するとともに、知名度の向上や販路拡大に資する情報発信に関する取組及び支援を乙と協力して行う。</p> <p>2 関係団体等と連携して、農産物の生産拡大を図るとともに、農産物直売施設を設置し、地元農産物の販売促進及び消費拡大に取り組む。</p> |
| 乙の役割 | <p>1 関係団体等と連携して、日本のへそゴマなど圏域の特産品の普及を推進するとともに、知名度の向上や販路拡大に資する情報発信に関する取組及び支援を甲と協力して行う。</p> <p>2 関係団体等と連携して、農産物の生産拡大を図るとともに、甲が設置する農産物直売施設への農産物の供給等の協力を行う。</p> |

(2) 商工業の振興

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | <p>地域経済を牽引する商工業の振興を図るため、圏域共通の地場産業である播州織をはじめ、地域に根ざして活動する事業者への支援を圏域一体で行う。</p> |
| 甲の役割 | <p>1 圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>2 圏域の地場産業の振興に取り組む公益財団法人北播磨地場産業開発機構の支援を行う。</p> <p>3 地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援を行う。</p> <p>4 圏域の産業集積及び産業資源を活用した交流イベントの支援を行う。</p> |
| 乙の役割 | <p>1 甲と連携し、圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。</p> <p>2 圏域の地場産業の振興に取り組む公益財団法人北播磨地場産業開発機構の支援を行う。</p> <p>3 甲と連携し、地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援を行う。</p> <p>4 甲と連携し、圏域の産業集積及び産業資源を活用した交流イベントの支援を行う。</p> |

別表第1第4項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 雇用の促進及び就業支援

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域での安定した暮らしを支えるとともに、定住の促進を図るため、圏域住民の就業機会の創出及び圏域内に立地する事業者の人材確保の支援に取り組む。 |
| 甲の役割 | <p>1 乙及び関係機関と連携して、圏域内での就業に向けた説明会等を開催する。</p> <p>2 乙と協議した負担割合に従い、広域シルバー人材センターの運営に必要な経費を負担する。</p> |
| 乙の役割 | <p>1 甲及び関係機関と連携して、圏域内での就業に向けた説明会等を開催する。</p> <p>2 甲と協議した負担割合に従い、広域シルバー人材センターの運営に必要な経費を負担する。</p> |

別表第1第5項を次のように改める。

5 環境

(1) ごみ処理業務の連携及び循環型社会の推進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域全体で環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築を図るため、ごみ処理業務を共同で実施するとともに、自立・循環型社会の形成に資する取組を推進する。 |
| 甲の役割 | <p>1 乙と協議した負担割合に従い、ごみ処理施設の整備及び運営に必要な経費を負担する。</p> <p>2 乙と連携し、ごみの排出量の削減に向け、ごみの減量及び</p> |

| | |
|------|---|
| | 資源化の推進に取り組む。 |
| 乙の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 甲と協議した負担割合に従い、ごみ処理施設の整備及び運営に必要な経費を負担する。 2 甲と連携し、ごみの排出量の削減に向け、ごみの減量及び資源化の推進に取り組む。 |

別表第1に次の2項を加える。

6 防災

(1) 地域防災力の向上

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 自然災害の発生に備えるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑えるために、圏域における防災体制の強化に取り組み、地域防災力の向上を図る。 |
| 甲の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制を整備するとともに、災害発生時の相互応援体制を確立する。 2 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制の調査研究を行う。 |
| 乙の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制の整備、災害発生時の相互応援体制の確立に向けて、甲と協力して取り組む。 2 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制の調査研究を甲と協力して取り組む。 |

7 その他

(1) 火葬及び葬儀業務の連携

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域における火葬及び葬儀業務を共同で実施する。 |
| 甲の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 乙と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。 |
| 乙の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 甲と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。 |

(2) 住民相談窓口の相互利用

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域住民の暮らしの安全と安心を確保するとともに、利便性の向上を図るため、各種相談窓口を圏域住民が相互利用できる体制整備を推進する。 |
| 甲の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 圏域の拠点的機能を持つ消費生活相談窓口として、消費生活に関する情報発信及び相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に取り組む。 2 西脇市男女共同参画センターで運営する女性の就業生活等を支援する相談窓口について、圏域住民を対象とし、相談体制の整備及び利用の推進に取り組む。 |

| | |
|------|---|
| | 3 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、必要に応じて検討を行う。 |
| 乙の役割 | 1 圏域全体の消費生活相談窓口として、相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に向けた調整及び事務に甲と協力して取り組む。 2 乙の住民に対し、甲が運営する女性の就業生活等を支援する相談窓口の利用に関する周知を行う。 3 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、甲とともに必要に応じて検討を行う。 |

別表第2第1項第1号を次のように改める。

(1) 地域公共交通ネットワークの維持及び強化

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、路線バス等の交通事業者を支援するとともに、圏域内を運行するバス等の利便性の向上に取り組む。 |
| 甲の役割 | 1 コミュニティバス、デマンド型交通など多様な交通体系を構築するとともに、乙及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向けた必要な支援を行う。 2 圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整する。 |
| 乙の役割 | 1 甲及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向けた必要な支援を行う。 2 圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整する。 |

別表第2第2項第1号中「自転車ネットワーク等の整備」を「国道175号東播丹波連絡道路の整備促進」に改め、同表第3項を次のように改める。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 地域資源の活用による交流の促進

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 交流人口の拡大による活性化を図るため、圏域の有する自然や歴史文化、伝統産業等の多様な地域資源の活用及び連携に取り組む。 |
| 甲の役割 | 1 特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。 2 乙と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベ |

| | |
|------|---|
| | <p>ント事業の開催について検討を行う。</p> <p>3 乙と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光交流に関する情報の発信及び観光ルートの設定に取り組む。</p> |
| 乙の役割 | <p>1 特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。</p> <p>2 甲と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。</p> <p>3 甲と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光交流に関する情報の発信及び観光ルートの設定に取り組む。</p> |

別表第2第4項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

1 人材の育成及び確保

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | <p>職員の職務遂行能力の向上を図り、圏域全体にわたる政策形成や事業推進ができる人材を育成するため、外部人材の活用、合同研修等の実施に取り組む。</p> |
| 甲の役割 | <p>1 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を乙と合同で開催するとともに、取組の企画及び調整を行う。</p> <p>2 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実施に向け、専門家等外部人材の活用を図る。</p> |
| 乙の役割 | <p>1 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を甲と合同で開催する。</p> <p>2 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実現に向け、専門家等外部人材の活用を図る。</p> |

2 圏域内市町の職員等の交流

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | <p>圏域全体の政策課題への対応等に必要な甲及び乙のマネジメント能力の強化を図るため、職員の人事交流を行う。</p> |
| 甲の役割 | <p>1 乙と協力して、人事交流について調査研究を行うとともに、必要に応じて人事交流を行う。</p> |
| 乙の役割 | <p>1 甲と協力して、人事交流について調査研究を行うとともに、必要に応じて人事交流を行う。</p> |

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 多可郡多可町中区中村町 123番地
多可町
多可町長 吉田 一四